町田市障がい者プラン２１-２６

第６次町田市障がい者計画

町田市障がい福祉事業計画（第６期計画）

概要版

２０２１年３月

町田市

計画の位置づけ

この計画は、これまでの「町田市障がい者計画」と「町田市障がい福祉事業計画」を一体てきに策定したもので、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

なお、障がいがある児童については、町田市における子ども施策の基本計画である「新・町田市子どもマスタープラン」の下に、「町田市子ども発達支援計画」を策定し、子ども施策の中でとりくんでいきます。

計画の期間

この計画の期間は、2021年度から2026年度の６年間とし、2021年度から2023年度までの３年間を前期、残りの期間を後期とします。

この計画には、各ページに音声コード（Uni-Voice）がついています。スマートフォン（要アプリのダウンロード）や活字文書読上げ装置（テルミーなど）を用いることで音声で聞くことができます。

※点字版・DAISY版・テキスト版も作成しています。

この計画の言葉の使い方について

この計画では、「障害」ということばを「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他のことばで表現しています。また、「障がい者」については、固有名詞として使われている場合のみとし、基本的に「障がいがある人」という表現を使っています。

基本理念（一番だいじな想い）

いのちの価値に優劣はない

町田市では、障がいがある人の施策について「いのちの価値に優劣はない」と考え、市民一人ひとりのいのちの尊さを、等しく輝かせることができるようとりくみをすすめてきました。「いのちの価値に優劣はない」という考えは、わたしたちの社会の中に置き換えると、次のような3つの社会につながっています。これらが実現された「共生社会※」を目指していく必要があります。

１　差別のない社会

すべての人が障がいについての理解を深め、

○障がいを理由とした差別を受けることなく、一人ひとりにあった合理的配慮※が提供される社会。

○障がいの有無によって分けへだてられることのない社会。

○人格と個性が尊重される社会。

２　障壁のない社会

障がいがある人の生活を制限しているものや慣例などの障壁・困難が取りのぞかれ、

○あらゆる活動に参加でき、安心して、豊かな生活がおくれる社会。

○制度・施設・設備・サービス・情報などを利用しやすい社会。

３　ともに生きられる社会

障がいがある人が人生のさまざまな場面で適切な支援を受けながら、

○誰と、どこでどのように暮らすかを自ら選ぶことができる社会。

○だれもがともに育ち、学び、暮らすことができる社会。

※共生社会：障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重しあい、理解しながら生きていく社会のことです。

※合理的配慮：障がいがある人がない人と同等に暮らしたり、学んだり、働いたりといったいろいろな活動をする上で、必要な変更をしたり調整したりすることです。

基本視点（大切にする考え方）

計画をつくるにあたって、３つの視点を意識して検討をすすめました。この3つの視点は、計画をつくるときだけでなく、さまざまな施策を実施する際にも大切にしていきます。

視点１ 「障がいがある人」のとらえ方をひろげる

この計画では、「障がいがある人」を障害者手帳所持者だけでなく、障がいや疾病によって生じる障壁や、まわりの人や社会環境との間における障壁によって生活のしづらさをかかえている人ととらえます。また、支援を受ける対象としてみるだけでなく、自らの意思によって社会に参画する主人公としてとらえます。

視点２ 自分で決めることを大切にする

自分に関わることを自分抜きで決められることのない社会の実現が大切です。

この計画をつくる際も、障がいがある人やその家族が、主体的に関わることができるよう配慮するとともに、その意見を尊重しました。

視点３ さまざまな障がいや個別の状況に配慮する

施策の検討・実施にあたっては、性別、年齢、国籍、生活の実態などのほか肢体、聴覚、視覚、知的、精神などの障がい並びに発達障がい、難病、高次脳機能障がいに加え、それらの障がいをあわせもついわゆる重複障がいなど個別の状況にも十分留意します。

町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査（以下、「実態調査」

計画を作るにあたっては障がいがある人の状況やニーズを正確に把握し、反映する視点も重要です。そのために、市では2019年度に、「障害福祉サービス等を利用している障がいがある人」「障害福祉サービスを利用していない障がいがある人」「福祉施設入所者」「精神科病院の長期入院者」を対象に、計画策定の基礎資料並びに施策を推進する際の参考とするため、暮らしの状況や生活の困り事などについての調査を実施しました。

実態調査は「町田市ホームページ＞トップページ＞医療・福祉＞障がい者のための福祉＞障がい福祉課からのお知らせ＞町田市暮らしの状況・生活の困りごとに関する調査について」でご覧いただけます。

基本目標（とりくみの大きな柱）

共生社会の実現に向け、実態調査等の結果を踏まえて、この計画期間の大きな目標として次の2つを定めます。

目標１ 地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」などの問題があるなかで、障がいがある人が希望に応じ住み慣れた地域で暮らしつづけられるようにする必要があります。

障がいがある人が心と体を健やかに保ち、安心して地域で暮らしつづけるため、福祉はもとより、保健・医療、情報保障、防災、学び・文化芸術・スポーツなどあらゆる分野で障がいがある人に配慮したとりくみや支援体制の整備をすすめることが重要です。

調査結果　実態調査では、「将来望む生活」として、「住み慣れた町田市で暮らしたい」という意見が多く寄せられました。

主な意見

・必要な福祉サービスを利用しながら、子どもの頃から住んでいる家のあるこの町で暮らし続けたい。

・できれば、住み慣れた地域で暮らし続けたい。

・障がい者として特別に扱われる事なく、出来るだけ普通に暮らしたい。

・今後も、施設ではなく地域で生活していきたい。

目標２ 障がい理解を促進し、差別をなくす

障がいを理由に異なる扱いを受けたり、合理的配慮が受けられないといった障がい者差別を感じている人が多くいます。

障がいがある人が、分けへだてなく地域社会で暮らせるようにするために、障がい者差別をなくしていく必要があります。すべての市民や事業者等が、障がいや障がいがある人について理解を深めるとともに、障がい者差別を解消する法律等に基づいて、障がいがある人の権利を擁護していくことが重要です。

調査結果　実態調査では、障がいがあることを理由に差別を受けた経験があると答えた人が44.7％にのぼりました。一方、市民意識調査※では、日常生活で差別感を感じている人は8.2%にとどまっており、障がいの有無の違いで、経験や認識に大きな差があることがうきぼりになっています。

※2018年度町田市市民意識調査（障がいがない人も対象にした調査です）

施策の体系（とりくみの全体像）

基本理念　いのちの価値に優劣はない

基本目標１　地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

基本目標２　障がい理解を促進し、差別をなくす

施策分野１　学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

・小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催　重点施策１　Ｐ７

・障がいがある人の学習成果を発表する場の充実　重点施策２　Ｐ７

施策分野２　暮らすこと

・地域生活支援拠点等が有する機能の充実　重点施策３　Ｐ７

・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携　重点施策４　Ｐ８

・重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討　重点施策５　Ｐ８

施策分野３　日中活動・働くこと

・既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施　重点施策６　Ｐ８

・障がいがある人の就労に関する実態調査　重点施策７　Ｐ９

・障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議　重点施策８　Ｐ９

施策分野４　相談すること

・相談支援体制の強化　重点施策９　Ｐ９

・課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援　重点施策１０　Ｐ１０

施策分野５　家庭を築くこと・家族を支えること

・短期入所事業所の基盤整備　重点施策１１　Ｐ１０

施策分野６　保健・医療のこと

・医療機関に対する障害者差別解消法の周知　重点施策１２　Ｐ１０

施策分野７　情報アクセシビリティのこと

・手話通訳の普及促進　重点施策１３　Ｐ１１

・市からの情報発信のバリアフリー化推進事業　重点施策１４　Ｐ１１

・サービス・支援機関等の情報提供事業　重点施策１５　Ｐ１１

施策分野８　生活環境と安全・安心のこと

・避難体制の充実　重点施策１６　Ｐ１２

施策分野９　差別をなくすこと・権利を守ること

・障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定　重点施策１７　Ｐ１２

施策分野１０　行政サービスのこと

・行政窓口における意思疎通の環境整備　重点施策１８　Ｐ１３

施策分野１１　理解・協働のこと

・理解促進研修・啓発事業　重点施策１９　Ｐ１３

・支援人材対策事業　重点施策２０　Ｐ１３

町田市がとりくむこと

この計画では11の分野で「現状と課題」「主なとりくみ」を整理しています。当概要版では、主なとりくみのうち、重点施策（基本目標を達成するため重点的にとりくむことの方向性）とそれに対応する具体的なとりくみを紹介します。

１ 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

重点施策１　障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ17）

市内の小学校で、障がい者スポーツの体験教室キャラバンをおこないます。

重点施策２　障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ18）

視覚や聴覚などの障がいに応じた学習プログラムを開発します。その上で、発表の場を設けることで障がいがある人の生涯学習を推進します。

２ 暮らすこと

重点施策３　地域生活支援拠点等※の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ24）

地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。

※地域生活支援拠点等…障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの５つとしています。

重点施策４　保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ24）

精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者が定期的に連携できるネットワーク会議を設置します。

会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。

重点施策５　グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ25）

重い障がいがある人の利用や高齢化を含めた多様なニーズに対応し、町田市内にグループホームを計画的に整備していくための検討をおこないます。

町田市だけでなく、市内・市外の事業者や障がい者支援センター等と連携し、当事者のニーズ把握や事例集等の収集をおこないながら検討を進めます。

３ 日中活動・働くこと

重点施策６　市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ32）

重い障がいがある人を受け入れている日中活動系事業所の事例を収集し、好事例集としてまとめ、市内事業所への共有や新たな事業所の参入を促進するツールとして活用します。

また、特に重い障がいがある人を対象とした事業所への支援施策のあり方を検討します。

重点施策７　障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ33）

障がいがある人と企業や公的機関に対して障がい者雇用に関する調査をおこない、一般就労と職場定着のために必要とされていることについて把握します。

重点施策８　障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ33）

各機関との連携を強化するために、会議を活用して情報共有のあり方や支援のつなぎ方のルールの検討などをおこない、支援力の向上を目指します。

※障がい者就労・生活支援センター等の支援機関では、地域の障がい者支援センターやハローワーク、障害福祉サービス事業所、特別支援学校など、様々な機関と連携をとりながら支援をおこなっています。

４ 相談すること

重点施策９　障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ40）

町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化を図ります。

重点施策１０　課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ41）

８０・５０問題※に象徴されるような、課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている障がいがある人・家庭に対して、基幹型相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、その他関係機関が連携して、相談支援活動をおこない、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家族が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。

※８０・５０問題…８０代の親が障がいがある５０代の子どもの生活を支えるという問題。こうした親子が社会的に孤立し生活が立行かなくなるケースが指摘されています。

５ 家庭を築くこと・家族を支えること

重点施策１１　障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケア※をおこなう事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ46）

短期入所（ショートステイ）について、自宅から短時間の移動で利用できる、身近な場所のサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。

※レスパイトケア…一時的にケアを代わりにおこない、家族など介護者の負担を軽くするためのサービス。

６ 保健・医療のこと

重点施策１２　障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ48）

医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法の周知や合理的配慮への理解を求めていきます。

７ 情報アクセシビリティ※のこと

※情報アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、不自由なく使える利用しやすさのことを言います。

重点施策１３　市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ52）

聴覚障がいがある人が手話通訳を必要とする場合には、市から各事業者に対し、手話通訳者の設置を要請しています。これまで警察や裁判所、学校、病院など人権や生命にかかわる機関に限定して要請していましたが、金融機関、商業施設などにも範囲を広げ手話通訳者の設置を要請していきます。

重点施策１４　発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ53）

だれもが必要なときに必要な情報を得られるよう、情報発信のルールについて、さらなる職員の意識醸成を図ります。また、市民等に「情報発信のバリアフリー化」のとりくみを広く情報提供できるよう検討をすすめます。

重点施策１５　障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ53）

障がい福祉課での手続きの際に、利用可能なサービスや支援機関等の案内を配布します。

８ 生活環境と安全・安心のこと

重点施策１６　障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ58）

避難施設開設数や配置を見直し、一般の避難施設における感染症対策を実施するとともに、障がいがある人の滞在スペースを確保するなど、避難体制の充実にとりくみます。

９ 差別をなくすこと・権利を守ること

重点施策１７　障がい者差別を解消するための条例を制定します。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ63）

障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を踏まえた町田市の条例を制定します。

10 行政サービスのこと

重点施策１８　障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ66）

聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口に手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。

11 理解・協働のこと

重点施策１９　市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ69）

障がいがある人や障がい者差別に関する法律等の理解を促進するために、講演会や研修の開催、印刷物の作成・配布など、あらゆる機会・媒体を通じた啓発活動をおこないます。

重点施策２０　市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保・育成等につながるとりくみの実施に向け検討します。

具体的なとりくみ （→詳細は計画書全体版ｐ69）

支援人材の確保のための方策を検討します。また質の高い支援のための人材育成につながるとりくみについて、事業所や関係機関をまじえた事業内容の検討をおこないます。

障害福祉サービス等の実績と見込量

（１）障害福祉サービス

【訪問系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

居宅介護、利用者数、478人、493人、519人、547人、576人、607人、利用時間数、8,590時間、8,691時間、9,271時間、9,771時間、10,289時間、10,843時間重度訪問介護、利用者数、127人、132人、136人、140人、144人、149人、利用時間数、35,104時間、35,066時間、37,057時間、38,147時間、39,237時間、40,599時間同行援護、利用者数、123人、126人、131人、137人、143人、149人、利用時間数、3,059時間、2,961時間、3,198時間、3,344時間、3,491時間、3,637時間行動援護、利用者数、11人、13人、16人、19人、22人、25人、利用時間数、256時間、336時間、406時間、482時間、558時間、634時間重度障害者等包括支援、利用者数、0人、0人、0人、0人、0人、0人【日中活動系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

生活介護、利用者数、1,059人、1,076人、1,114人、1,153人、1,193人、1,235人、利用日数、20,318日、20,519日、22,280日、23,060日、23,860日、24,700日自立訓練（機能訓練）、利用者数、2人、3人、4人、6人、6人、6人、利用日数、15日、36日、64日、100日、100日、100日自立訓練（生活訓練）、利用者数、32人、39人、39人、41人、45人、50人、利用日数、538日、633日、633日、665日、730日、812日宿泊型自立訓練、利用者数、11人、9人、21人、21人、21人、21人、利用日数、308日、251日、618日、618日、618日、618日就労移行支援、利用者数、126人、141人、151人、162人、174人、187人、利用日数、2,094日、2,295日、2,433日、2,579日、2,734日、2,899日就労継続支援（Ａ型）、利用者数、118人、115人、120人、120人、120人、120人、利用日数、2,342日、2,246日、2,320日、2,320日、2,320日、2,320日就労継続支援（Ｂ型）、利用者数、778人、806人、824人、842人、861人、880人、利用日数、12,599日、13,078日、13,353日、13,633日、13,919日、14,211日就労定着支援、利用者数、23人、47人、62人、65人、68人、71人療養介護、利用者数、51人、47人、52人、54人、56人、58人短期入所（福祉型）、利用者数、171人、224人、251人、281人、314人、351人、利用日数、912日、1,110日、1,184日、1,264日、1,349日、1,439日短期入所（医療型）、利用者数、28人、31人、31人、32人、33人、34人、利用日数、207日、216日、229日、237日、244日、252日【居住系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

共同生活援助、利用者数（内精神）、410人（88人）、447人（95人）、484人（102人）、521人（109人）、558人（116人）、595人（123人）施設入所支援、利用者数、236人、235人、234人、233人、232人、231人自立生活援助、利用者数（内精神）、0人（0人）、0人（0人）、3人（2人）、4人（2人）、5人（3人）、5人（3人）

【相談支援】（１年あたり）

サービス名、項目、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

基本相談支援、項目なし、実施、実施、実施、実施、実施、実施計画相談支援、利用者数、1,725人、1,959人、2,065人、2,150人、2,265人、2,325人、指定特定相談支援事業所箇所数、25箇所、26箇所、27箇所、28箇所、29箇所、30箇所地域移行支援、利用者数(内精神)、5人（5人）、4人（4人）、4人（4人）、4人（4人）、5人（5人）、5人（5人）地域定着支援、利用者数(内精神)、1人（1人）、2人（2人）、2人（2人）、4人（4人）、5人（5人）、5人（5人）（２）障害児通所支援（１か月あたり）

サービス名、項目、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

児童発達支援、利用者数、229人、233人、240人、240人、259人、259人、利用日数、2,362日、2,351日、2,380日、2,400日、2,592日、2,592日医療型児童発達支援、利用者数、1人、1人、1人、1人、1人、1人、利用日数、13日、12日、12日、12日、12日、12日居宅訪問型児童発達支援、利用者数、0人、2人、2人、2人、2人、2人、利用日数、0日、6日、6日、6日、6日、6日放課後等デイサービス、利用者数、684人、739人、712人、733人、755人、778人、利用日数、8,455日、8,630日、8,580日、8,837日、9,103日、9,376日保育所等訪問支援、利用者数、9人、27人、30人、35人、40人、45人、利用日数、10日、46日、50日、60日、70日、80日障害児相談支援、利用者数、280人、357人、400人、420人、440人、470人※ 町田市子ども発達支援計画行動計画（第二期障害児福祉計画）から引用

（３）地域生活支援事業

【必須事業】（１年あたり）

事業名、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

理解促進研修・啓発事業、実施、実施、実施、実施、実施、実施自発的活動支援事業、実施、実施、実施、実施、実施、実施相談支援事業①障害者相談支援事業、実施、実施、実施、実施、実施、実施②基幹相談支援センター等機能強化事業、機能として実施※、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）、未実施、検討、実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施成年後見制度利用支援事業、23件、23件、24件、25件、26件、27件成年後見制度法人後見支援事業、1団体、1団体、1団体、1団体、1団体、1団体法人後見及び法人後見監督の件数、28件、25件、26件、24件、25件、26件意思疎通支援事業①手話通訳者派遣事業、1,354件、1,307件、1,350件、1,350件、1,350件、1,350件②要約筆記者派遣事業、49件、34件、30件、35件、40件、45件③手話通訳者設置事業（手話通訳者登録者数）、週１日、週１日、週１日、週１日、週１日、週１日手話奉仕員養成研修事業（養成講習修了者数）、14人、13人、16人、16人、16人、16人日常生活用具給付等事業①介護･訓練支援用具、50件、59件、60件、60件、60件、60件②自立生活支援用具、89件、74件、100件、100件、100件、100件③在宅療養等支援用具、60件、65件、70件、70件、70件、70件④情報・意思疎通支援用具、163件、214件、170件、170件、170件、170件⑤排泄管理支援用具、8,387件、8,708件、9,000件、9,000件、9,000件、9,000件⑥住宅改修費、20件、9件、30件、30件、30件、30件移動支援事業、629人、665人、690人、720人、750人、780人地域活動支援センター機能強化事業、実施、実施、実施、実施、実施、実施※機能として実施・・地域生活支援事業としての事業要件を完全に満たすものではないが、市を含めた関係機関における相談支援や障害福祉サービスの提供等の結果として当該機能を有すもの。

【任意事業】（１年あたり）

事業名、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

福祉ホーム、１か所、１か所、1か所、１か所、１か所、1か所訪問入浴サービス、30人、30人、30人、30人、30人、30人日中一時支援、未実施、未実施、未実施、検討、検討、検討緊急一時保護（延べ日数）、237日、287日、300日、390日、390日、390日スポーツ・レクリエーション教室開催等※、3事業、3事業、0事業、3事業、3事業、3事業自動車運転免許取得・改造助成、15件、8件、15件、16件、16件、16件知的障害者職親委託、1人、1人、1人、1人、1人、1人※「障がい者スポーツ教室」「障がい者水泳教室」「障がい者スポーツ大会」。2020年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のためすべての事業が中止となりました。

計画の推進のために

①わかりやすい情報提供と障がいの理解促進

潜在的なニーズがありながら支援につながっていない人たちにも情報がいき届くよう情報提供のしかたを工夫します。また、広く市民に向け、障がい理解がすすむよう啓発にとりくむことで、こころのバリアフリーを広げます。

②障がいがある人やその家族のニーズの把握と反映

施策やサービスを効果的に実施・提供するために、当事者やその家族、関係団体などへの調査や聞き取りなどを通じ、意見やニーズの把握と反映につとめます。

③町田市障がい者施策推進協議会との連携

障がい当事者を含む様々な分野の代表が集まり、市の障がい者施策について多角的な視点からご意見をいただく場である「町田市障がい者施策推進協議会」を、関係機関の連携の場としてもとらえ、よりよい支援を検討していきます。

④庁内の連携と市職員の意識向上

障がい者施策は分野が多岐にわたるため、庁内の各部署との連携をはかります。また、市職員の障がい理解を深め、意識向上にとりくみます。

⑤持続可能な制度の構築

必要な人が必要なサービスを安定して利用できるよう、人材や財源の確保策を含めた検討を行い、持続可能な制度の構築につとめます。

⑥感染症対策

障がいがある人は新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いとされていることを踏まえ、的確な情報提供に努めます。また、利用者や事業者への支援などについて、町田市障がい者施策推進協議会や関係機関の協力もえながら検討し、迅速に対応していきます。

⑦国・東京都との連携や要望

国や都の制度に基づく施策などに関しては国や都に対して必要な要望を伝えるとともに、行財政上の措置を要請していきます。

計画の点検と評価

庁内における進捗状況の把握とともに、町田市障がい者施策推進協議会を通じて点検と評価を毎年おこない、必要に応じ改善をはかります。

表紙の絵：市内にあるクラフト工房LaManoに通う尾崎文彦さんが描いた作品です。尾崎さんの作品は、カレンダーやポストカード等のグッズになり、親しまれています。

裏表紙の絵：市内にあるクラフト工房LaManoに通う卓遼太郎さんが描いた作品です。卓さんは第33回東京都障害者総合美術展佳作等を受賞するなど、活躍されています。

町田市障がい者プラン２１-２６

第６次町田市障がい者計画

町田市障がい福祉事業計画（第６期計画）

概要版

発行年月 2021年３月

刊行物番号　20-75

発行　町田市地域福祉部障がい福祉課 町田市森野２丁目２番22号

ＴＥＬ　042-724-2147

ＦＡＸ　050-3101-1653

印刷　(株)サーベイリサーチセンター